

令和3年10月  
(第15回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和3年10月25日(月曜日)

令和3年10月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年10月25日(月曜日) 午前9時00分～午前10時15分

2 開催場所 南大隅町役場本庁

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	2番	北之口 洋一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎  
事務局次長兼係長 中村 玲子  
事務局書記 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第48号 農業振興地域計画の変更に係る意見について  
議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について  
報告第5号 農地法第5条の許可申請に係る取下げ願いについて  
報告第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の変更について

## 6 会議の概要

議 長： ただいまから、令和3年10月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は10名です。  
6番淵脇委員から欠席の届けがありました。よって11名中10名の出席ですので、総会  
は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、9番の吉永委員と10番の田淵委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。  
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(2ページ 議案第47号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については3ページの集計表、4ページ、5ページ、  
それぞれお目通しください。  
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思  
います。

議 長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

9 番： 7番溝田です。10月16日に譲受人と野村推進委員と私で調査いたしました。  
申請地は、国道〇〇号線〇〇から北へ向かう県道の先、〇〇集落北側の水田地帯に  
あります。なお水稲作物は刈り取り後でした。  
調査の意見として、申請地は、譲受人が6年ほど前からバレイショ、水稲などを作  
付けしております。なお、西側は本人の所有です。  
譲渡人は、現在〇〇在住で、帰郷して耕作する意思はなく、今回の所有権移転とな  
りました。今後も譲受人が耕作していくということですので、問題ないと考えま  
す。  
ご審議ほどよろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、  
質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区  
の推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進委員、「許可やむなし」でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第43号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第47号、受付番号1番は許可することに決定いたします。  
次に議案第47号、受付番号2番についてです。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番の資料については6ページの集計表、7ページ、8ページです。  
それぞれお目通しください。  
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の現地調査の報告を求めます。

5番： 5番後藤です。10月20日、午前8時より、申請人と大内山委員の3人で現地調査を行いました。現地は7か所とも国道〇〇号線、〇〇付近を山側に上がった地点にあります。すでに申請人が耕作を始められておりました。調査の意見としては、譲渡人と譲受人はお子さん同士が結婚したことを機に親戚関係になられたとのことです。申請人は定年退職をされ、今後は農業に取り組みたいとのことでトラクター等も、購入されており、頑張っていこうという意気込みが感じられました。申請を許可することに問題はないと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ただいま、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の大内山委員、なにかご意見等ありませんか。

(意見・質問なし)

議長： それでは、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いいたします。受付番号2番について、許可やむなしとされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなしでございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第47号、受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 47 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

次に、「議案第 48 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、9 ページの議案第 48 号の議案書をご覧ください。  
農業振興地域整備計画の変更に係る意見については 1 件です。

(議案第 48 号 議案書の読み上げ)

受付番号 1 番については、一般住宅の建設に関する整備計画の変更でございます。  
資料は、10 ページから 17 ページまでです。それぞれお目通しください。  
よろしくをお願いします。

議長： ここで担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

7 番： 7 番溝田です。10 月 20 日、横原委員、徳留委員、野村委員、事務局 3 名と私で調査しました。申請地は、〇〇の東側に位置しており、北側、南側は宅地、東側は排水路を挟み水田、西側は道路を挟み宅地です。  
現在は、整地してありますが、雑種地となっております。調査の意見として、申請人は現在、借家住まいの為、申請地に自宅を建築したいということです。周囲は宅地化が進み、今回の農用地域除外について特に問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ただいま担当委員より報告がありましたが、受付番号 1 番は私の親族より提出されております。その為、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退室いたしますので、議長を会長代理に代わります。

(会長退出)

会長代理： ここから、私にて進行いたします。これより、質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。  
それでは、農地最適化利用推進委員の判断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、承認やむなし、でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 48 号受付番号 1 番について承認やむなしとされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 48 号受付番号 1 番は、承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。なお、当議案は決定されましたので、議長を会長に交代いたします。

議 長： 次に議題第 49 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明いたします。

(19 ページ 議案第 49 号の議案書の読み上げ)

20 ページの総括表をご覧ください。

(総括表の読み上げ)

21 ページの集積計画については、それぞれお目通しください。  
よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見ご質問等ありませんか。

6 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： 受付番号 4 についてですが、面積が 48 m<sup>2</sup>と小さいですが、このような農地に関しても設定しなければならないのでしょうか。

事務局： 利用権は設定していただかないといけませんので、この内容で設定しております。

議 長： 面積は少ないですが、利用権としては設定しなければならないようですので、ご理解いただきたいと思います。  
他にございませんか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 49 号の集積計画について、異議なしとされる方は、挙手をお願いします。

(挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進員、異議なしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。  
ただいまの推進委員間の挙手状況を踏まえ、議案第 49 号について、  
計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 49 号は計画通り決定いたします。  
続いて、報告第 5 号、農地法第 5 条の許可申請に係る取り下げ願いについて  
事務局の説明を求めます。

事務局： 9 月の定例総会にて審議いたしました申請に関して、取り下げ願いを  
受理しましたので、ご報告いたします。

(22 ページ 報告第 5 号の議案書のみ読み上げ)

理由としましては、今回の申請内容に関しては、農地法の許可が不要と判明  
したためです。23 ページの取下げ願いに関してもそれぞれ御目通しください。

議 長： これより質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず。ご意見、ご質問等はありませんか。

(意見、質問なし)

議 長： よろしいですか。  
これについては、報告でございますので、採決はいたしません。  
次に、報告第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局： 農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っております 16 件について、  
耕作者変更の届けがありましたので、報告します。

(24 ページ 報告第 6 号の議案書のみ読み上げ)

事務局： 25 ページ、26 ページ全部で 16 件の詳細を記載しておりますが、設定を受ける者の  
ところに耕作者変更と記載してある部分の上段が、新たに借り受ける者、下段の  
カッコ書きが前耕作者となっております。その他の詳細についてはそれぞれ御目通し  
ください。よろしく申し上げます。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 耕作者の変更ということですが、どのような経緯なのでしょう。

事務局： いままで、経営者が個人で借りていたのですが、経営者の変更に伴い、  
会社で借りるように変更したようです。

議 長： 他にございませんか。よろしいですか。

(意見、質問なし)

議 長： これについても報告でございますので、採決はいたしません。  
以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

事務局： (その他)  
1、あっせん  
2、11月の予定

議 長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、  
令和3年10月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員